

219

特 249

333

586

明 講 の 體 603

— 2 —

天孫降臨の本義

文學博士 武田祐吉

我が國體と禮法

— 特に茶道を中心として —

高橋龍雄

輯七第 集話講所究講典皇

學大院學國 所究講典皇



始



持249
603

明治維新は皇道精神の興隆によつて空前の盛業を建設し、惟神の大道が天下に宣揚せられて國民の精神を振作したのであるが、幾何もなく歐米の文明開化頽りに移入せられ、舶來謳歌の思想普く朝野に横溢するに至つた。斯かる間に在つて明治十五年の夏、畏くも明治天皇、軍人勅諭を御下賜あらせられ、教育の方針を一新し給ひ、又幼學綱要を御頒ち遊ばされた。此の時に當つて我が皇典講究所は斯道先輩の努力に依つて設立せられたのである。本所は爾來、外に拜外輕佻の風強く、内に維持經營の困難多い間に立つて、只管我が國典の研究と忠愛精神の培養とに力を注ぎ、明治二十三年以來、國學院大學を創設しその事業に勵精すると共に、一方に於いては、皇典講究所講話集を續刊して世を益すること多く、且種々の圖書を公刊し來り學界に貢獻する所が少くない。近年、又屢國學叢書等の小冊子を刊行して又斯道關係者の參考に資しつゝある。

本所創立以來五十餘年、微力なりとは云へ、國學院大學の經營以外に典故文獻の調査や、神道、國學の發揚等によつて、我が國體の精華を講明し、皇道精神の發揚に寄與した業績決して乏しくないものがあると信ずる。今や國民の自覺は高調し、皇道精神の興隆は坐ろに明治維新當時を回想せしめ、我が國際的事情の緊張は我が固有文化進展の急務と相俟つものが頗る多い。是に於いて本所は益從來の事業を擴張充實すべく邁進すると同時に、茲に又此の講話集を刊行して、皇道の闡明と國民精神の涵養とに資したいと思ふのである。此の講話集が執筆者各位の適切なる主張と本所の他の出版物と共に斯道の發揮に志篤い諸賢の參考に供し得らるゝならば誠に幸甚である。

天孫降臨の本義

國學院大學教授文學博士 武田祐吉

日本國民としては、我が國が如何にして始つたか、また如何にして今日に至り將來に及ばむとするか、國體の本質は如何等の問題に就いては、是非知つておかなければならない所であり、又知らむと欲する所のこともある。而してかやうな事に就いて説いてゐる書物も多くあらうが、これらの問題に於いて、その根本を爲す記事は、所謂古典にこれを求めねばならない。古典には、日本民族の祖先がこの國を始めた由來が記されて居り、又古人の國體に對する解釋も存してゐる。單に國家創成の歴史的事實を明にするといふだけでも、これに就いて講明する必要が存するのであるが、しかも實際はその以上に重要な意義を有するのである。

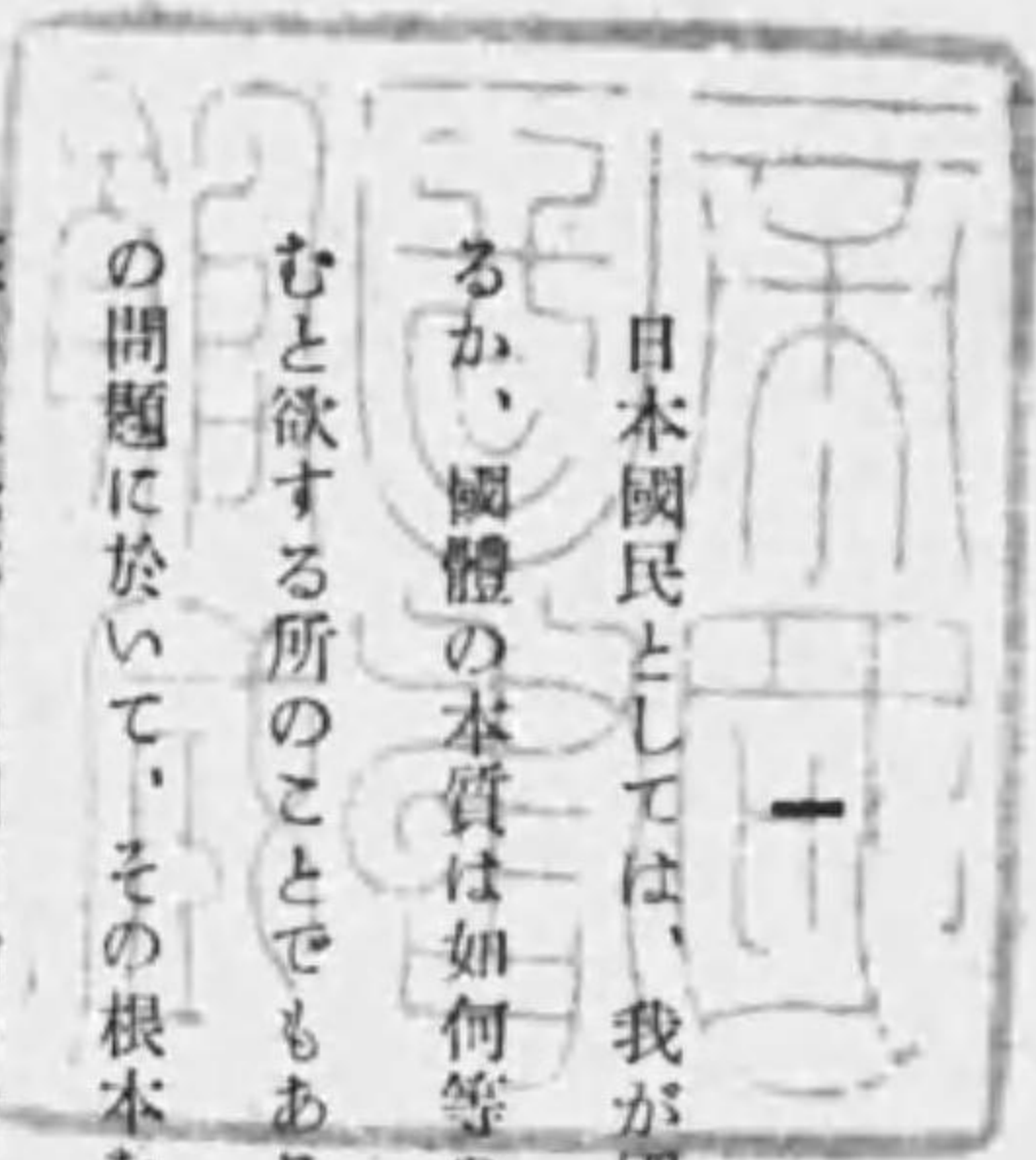
特249
603

明治維新は皇道精神の興隆によつて空前の盛業を建設し、惟神の大道が天下に宣揚せられて國民の精神を振作したのであるが、幾何もなく歐米の文明開化頻りに移入せられ、舶來謳歌の思想普く朝野に横溢するに至つた。斯かる間に在つて明治十五年の夏、長くも明治天皇、軍人勅諭を御下賜あらせられ、教育の方針を一新し給ひ、又幼學綱要を御頒ち遊ばされた。此の時に當つて我が皇典講究所は新道先輩の努力に依つて設立せられたのである。本所は爾來、外に拜外輕佻の風強く、内に維持經營の困難多し間に立つて、只管我が國典の研究と忠愛精神の培養とに力を注ぎ、明治二十三年以來、國學院大學を創設しその事業に勵精すると共に、一方に於いては、皇典講究所講話集を續刊して世を益すること多く、且種々の圖書を公刊し來り學界に貢獻する所が少くない。近年、又屢國學叢書等の小冊子を刊行して又斯道關係者の參考に資しつゝある。

本所創立以來五十餘年、微力なりとは云へ、國學院大學の經營以外に典故文獻の調査や、神道、國學の發揚等によつて、我が國體の精華を講明し、皇道精神の發揚に寄與した業績決して乏しくないものがあると信ずる。今や國民の自覺は高調し、皇道精神の興隆は坐ろに明治維新當時を回想せしめ、我が國際的事情の緊張は我が固有文化進展の急務と相俟つものが頗る多い。是に於いて本所は益從來の事業を擴張充實すべく邁進すると同時に、茲に又此の講話集を刊行して、皇道の闡明と國民精神の涵養とに資したいと思ふのである。此の講話集が執筆者各位の適切なる主張と本所の他の出版物と共に斯道の發揮に志篤い諸賢の參考に供し得らるゝならば誠に幸甚である。

天孫降臨の本義

國學院大學教授文學博士 武田祐吉



日本國民としては、我が國が如何にして始つたか、また如何にして今日に至り將來に及ばむとせざるか、國體の本質は如何等の問題に就いては、是非知つておかなければならない所であり、又知らむと欲する所のことでもある。而してかやうな事に就いて説いてゐる書物も多くあらうが、これらの問題に於いて、その根本を爲す記事は、所謂古典にこれを求めねばならない。古典には、日本民族の祖先がこの國を始めた由來が記されて居り、又古人の國體に對する解釋も存してゐる。單に國家創成の歴史的事實を明にするといふだけでも、これに就いて講明する必要が存するのであるが、しかも實際はその以上に重要な意義を有するのである。



我が國の古典は、歴史的體系を取つて傳へられて居る古事記日本書紀を始めとして、其の他數種の典籍を有してゐる。太古以來、嚴として存立し來つた我が國家は、漸次に國家としての體制を完成し、大陸との交通が頻繁に行はるゝに至つて、此處にその國家的觀念を高めて行つた。他の國と異なる所の國が此處にあり、従つて他の國に國家の成立と傳來とを記述したる史書があつて、その國家としての存在を證明してゐるのを見、自家にも太古以來の歴史があつて、傳承してゐる事に鑑みて、此處にこれを文字に載せ、史書として所有せむとする運動を生じた。この衝動に依つて書物となり、やがて今日にも傳はる事を得るに至つたものが、即ち、上代の史書である。我が國に於ける史書の最初として傳へられるのは、推古天皇の朝に、聖德太子等によつて撰せられたものであるが、これは不幸にも傳はらず、今日傳つてゐるものとしては、古事記及び日本書紀であつて、いづれも奈良時代の初、文運の大いに興るに乗じて、書籍としての形體を得るに至つたのである。

古事記・日本書紀の内容は、いづれも太古の事に始り、古事記は推古天皇、日本書紀は持統天皇の御代までの事を記してゐる。そこには、日本の國家の創成よりして、その傳來に至る歴史が記さ

れてゐるのである。この二書が、如何なる精神によつて成立したかに就いては、日本書紀にあつては傳ふる所が無いが、古事記には幸にしてこれに關する記事が残つてゐる。即ち、古事記の序文みづからがこれを明にしてゐるのである。これに依つて吾人は、古事記の性質を明にする事が出来る。又日本書紀に就いても、多少その形體を併せ考へて、その性質を推知する事が出来るのである。古人が、如何なる精神を以つて太古以來の歴史を傳へたかといふ事は、古典を讀む上にあつては、極めて重要な事と言はねばならない。

二

古事記の性質に就いては、古事記の序文みづからこれを語つてゐる。その序文は、元來古事記の成立と共に奉つた上表文で、和銅五年正月二十八日に、撰者なる太安萬侶に依りて記されてゐる。その文は立派な漢文で書かれ、對句を多く用ゐ、和漢の典故ある文字を使用して、古事記編纂の意義・目的・成立の經過・その内容區分等に及んで記してゐる。今この序文を觀るに、便宜三段に分つて考ふべきものであつて、それは次の如き構成を有してゐる。

第一段、天地初發以來の歴史の大要を記して、歷朝治績の精神を論ず。

第二段、天武天皇の御事蹟、特にその修史に關する御事蹟。

第三段、元明天皇の聖德、及び本書の編纂に關する御事蹟と、本書の編纂方針等。

かやうに三段に分つて見るべきである。而して歴史に關して有してゐた思想、及び本書の撰録の目的は、第一・第二の兩段に存するのである。

第一段は便宜二節に分つて考ふべきである。その第一節にあつては、太古の事は遙遠であるけれども、歴史の傳ふるものあるに依つて、これを知る事を得る旨を述べてゐる。これ即ち、歴史の効能であつて、同時に、古來の歴史が傳へられてゐる事をも併せ明にしてゐるのである。第二節は、引き続き神代以來の御事蹟を擧げ、いづれの代と雖も、前代を明にしてこれを以つて當時の指針となし、以つて徳教を守り傳へた所以を明にしてゐる。即ち、人生に於ける歴史の意義を説いてゐるのである。その主旨は、歷代の御事蹟それ／＼に特色ありと雖も、いづれの御代も前代を明にし、これに依つてその御代の基準とせられてゐる事を述べてゐるのであつて、これを要するに、歴史は嘗

に前代を明にするに止まるべきものではない。これを以つて今を照し、風教に資するところが無くしてはならぬ所以を明にせられたのが、この文の本義である。此處に古人の歴史に對する思想が述べられてゐるのである。古人が歴史を傳ふる所以のものは、これを以つて、當代政治の指針とするにあつた事が明にされてゐる。この趣旨を述べてゐる句は、「歩と驟と各異に、文と質と同じからずといへども、古を稽へて風猷を既に頽れたるに繩し、今を照して典教を絶えなむとするに補はずといふこと無し」の文で現されてゐる。これは序文第一段の眼目と言ふべきであり、これを要約すれば稽古照今の精神に盡きるのである。しかも此處に今と言へるは、上に記し來つた時代であるが、これはもとより古事記編纂の當時をも含み、又更にこの歴史の續いて行く限りの將來をも含むものを見るべきである。

第二段も亦二節に分つて考ふべきである。その第一節には、天武天皇の御事蹟を叙し、第二節に至つて、直接に歴史編纂に關することを述べてゐる。此處には天武天皇が上代の歴史に通じてあらせられた事を述べ、次に修史に關する勅語を載せてゐる。その大要は、當時諸家に帝紀と本辭とが

あり、これが漸く正實に違ひ、虚偽の加つてゐる状態であつた。これは邦家の經緯、王化の鴻基であるから、その正しきを定めて、後世に傳へようと思ふと仰せられてゐる。かくして舍人稗田阿禮に勅語して、上代以來の歴史を授けられたが、いまだ撰録するに至らなかつた旨が述べられている。この第二段にあつては、帝紀と本辭の、邦家の經緯であり王化の鴻基である事を述べさせられたのを眼目とすべきである。古事記は、帝紀と本辭とを材料として作られた歴史書であるから、邦家の經緯であり王化の鴻基である性質が、即古事記の性質である事は明である。

さて、帝紀と本辭とは何かといふに、帝紀とは歴代天皇の御事蹟であつて、天皇登極の次第・御系譜、並に御治世・寶算・山陵等の記事を含むものであり、早くから書籍としての形を得たものもあつたのである。又本辭は、古事記から帝紀に屬すると思はれる部分を除いたもの、即、神代の物語・歌物語等がこれに屬すべく、これはいまだ文字に書かれずして、口誦に依つて傳へられてゐたものであらうと考へられる。

かやうな帝紀及び本辭は、諸家に傳へられて居り、それが家に依つて相違が出来てゐたといふ事は、これらの記事は、その家の社會上の位置に對し關係する所が多かつたので、自然自家の祖先を尊むやうな傾向に進んだものと考へられる。しかもこれが事國家に關するとなると、その異同は極めて重大なる意義があつて、中には僭越に過ぎたものもあるべき諸家の傳來を、そのまゝに容認して行くわけには行かぬのである。此處に朝廷に於いて歴史編纂の必要は起り、國家の歴史としての性質のもとに、これを統制する必要があつたのである。氏族の神話が、その家にとつて興亡に關する重大性がある如く、一國の歴史は、國家にとつてその威信を示し、絶對權を證する意味を有する。國體の淵源、統治の意義が此處に説かれてゐる。邦家の經緯王化の鴻基と仰せられた意義が、其處に存するのである。即、これらの歴史こそは、前代の記事であるけれども、これを當代に及ぼして意義あるものであるといふ精神の下に、古事記は編纂せられたとなすべきである。

かくの如く古事記は、稽古照今の精神の下に記された史書であつて、これに依つて、邦家の經緯であり王化の鴻基である性質を、保有するものであると言ふべきである。この稽古照今の精神、また邦家の經緯王化の鴻基等の文字は、含蓄する所廣大であつて、古人が前代を尊重する意味は、此

處に明白にされるのである。しかもこの稽古照今と同様の思想を持つ句は、支那にあつても既に明になされてゐる所である。彰往察來、または博古知今等の句が見えてゐる。又邦家の經緯、王化の鴻基も、多少の意味が違ふにしても、既に支那でも言はれて居る所である。然しながら、稽古照今の思想を支那の實際に當て、見ればどうかといふに、支那は昔から王朝篡奪の歴史を繰り返して居り、力有る者が出れば、即前朝を倒して取つて代るのである。今日では民國となつてゐるが、その易姓革命の精神に於いては一向變らぬのである。かやうな歴史の國にあつては、古代を明にして當代を照したならば、やはり易姓革命の結論より出て來ないのである。稽古照今の精神は、千古の鐵則であつて、飽くまでも仰ぐべく尊重すべき大精神であるが、これを萬世不易の日本の歴史に照すので、始めて意義の尊いのが分るのである。この稽古照今の精神より尊いのが、日本歴史の尊さである。そして古代史には、歴史であると同時に、國家構成の要素であり、天皇御政治の基準である所以が述べられてゐるのである。たゞ古人は事を述べるだけで、説明を加へてゐないのであるから、吾人はこれを考究して、その精神を明にせねばならぬのである。

日本書紀も古事記と同様に、奈良時代の初、元正天皇の養老四年に出來てゐる。たゞ日本書紀は古事記の如き序文を傳へず、その編纂の趣旨は述べられてゐない。然しながら本書の性質は、大體に於いて古事記と同様のものである事は、當然認められる所である。たゞ古事記に比して、時代を降るに従ひ記事が詳密になつてゐるのは、更に國家の記録としての意味を有し、又漢文で記されてゐる事は、多少國際的意義をも有してゐると言ふ事が出來よう。この二書は兩々相俟つて、古典の中心的位置を保つてゐるものである。

三

古事記・日本書紀は、政教の中心が大和の國に定まつてから久しき世を経て後に、書物として結成せられた。しかしその内容は、太古以來日本民族が、悠久の年月をかけて編み出した自家の歴史である。此處に展開せられてゐる事は、日本民族が全力を擧げて護持し來つた國家の歴史であつてこの意味から區分を立てれば、國家の創成に關する事項と、國家の傳來に關する事項とに分つ事が出來る。今茲には、國家の創成に關する部分に就いて、古人建國の精神を明にしたいと思ふ。

古事記・日本書紀の本文を見るに、いづれも天地初發の時より起つてゐる。古事記ではその上巻、日本書紀では卷の一、二の二卷が、所謂神代の部分であつて、我が國の國家としての條件は、すべてこの神代の部分にあつて整備せられる。此處には、天地と共に窮無き主權の確立を示す神勅があり、すべての記事は、これを中心として語られてゐる。かくして神代に始つた國家は、神武天皇の御代に至つてその形體を完成する。これよりして後は、かくの如くにして完備した國家の、愈々發達充實して行く傳來の歴史に移るのである。而して我が國の歴史は無限に繼續するものであるから、如何なる時代と雖も、傳來の歴史の最後までを語る事は出来ない。それ故に、いづれの時代にあつて筆を止めても同じであつて、便宜時代の推移に特色ある時代を以つて、時期を劃するまでである。

神代の歴史は、かやうに國家の創成といふ一個の中心がある。これを中心として、日本民族が結束して行つた事を語つてゐる。この神代の歴史にあつては、古事記と日本書紀とに記す所が、骨子を成すものは同様であるが、部分的には小異を存してゐる。日本書紀の本文に、伊邪那岐の命の黄泉訪問の説話を立てず、また大國主の命に關する説話が簡略であるのは、かなり大きな相違である。

今神代の歴史に就いて觀察を下すに當つて、便宜古事記を中心にして、五段に分つて觀察して行かうと思ふ。

第一段、國土の修理固成と、三貴子の御出現。この段は天地の初に、天の御中主の神、高御産巢日の神、神産巢日の神の御出現に始り、やがて伊邪那岐の命と伊邪那美の命とが、大海原の中に大八嶋を生み成され、また山川草木等萬物の神を生み成される。しかし火の神をお生みになつたのに依つて、伊邪那美の命は、黄泉の國に赴かれ、伊邪那岐の命は、その後を追うて黄泉に赴かれるが、お還りになつて禊をせられる事によつて、また種々の神及び天照大神、月讀の命、須佐の男の命をお生み遊されるに至る。この説話は、國家としての物質條件として重要な國土の説明であつて、その成立と生育發達とを語る。國家創成の物語の一部分としては、その準備前行説話であつて、重要な意義を有してゐる。また天照大神の御出現を語り、その御系統を語る所に意義がある。黄泉訪問の物語を除く以外は、すべて海洋に關係の深い説話である。

我が國の帝位は、天照大神の神詔によつて定まるのである。この段としては、その帝位の根源な

る、天照大神の御出現を説くに終つてゐる。その御出現は、伊邪那岐の命が禊を遊されて、一切の穢れを祓ひ棄てられた清淨の極致にあつて出現せられるのである。元來伊邪那岐の命の穢れは、黄泉の國に御出になつた事にある。黄泉の國は暗い汚い所として傳へられてゐる。即、その穢れは暗い汚いといふ性質を有する事が知られる。而して伊邪那岐の命が禊を遊されるに當つては、まづその穢れに依り、禍津日の神が出現する。この禍をマガと言ふは、曲の意味であつて、此處に倫理的觀念を有して居り、その内容は暗い汚い事になるのである。そこで禊に依つてその穢れを洗ひ淨めるその力を直毘の神の出現によつて現してゐる。直とは、曲を正しきになほす意味であつて、その内容は、暗い汚い事の反對なる、明るい淨い事である。この明・淨・直の三徳は、日本民族が自然に保つことを喜びとする徳であつて、我が國民精神の根柢をなす力である。伊邪那岐の命は、禊によつてこの明・淨・直の極致に立たれ、これを體現して天照大神が御出現になるのである。

第二段、天の岩戸の祭典と、八俣の大蛇討伐。伊邪那岐の命は三貴子の御出生をお喜びになり、それ／＼に統治すべき世界をお授けになる。しかるに須佐の男の命は、授けられた世界を統治せず

して、母の國なる黄泉の國へ赴かむとして暇乞ひの爲に、高天の原にある天照大神のもとに上られる。天照大神はこれを迎へて二神の誓約となり、多くの御子達をお生みになる。續いて須佐の男の命が亂暴をなされる爲に、天照大神は天の岩戸にお隠れになり、此處に岩戸の前に於ける祭典が行はれる。かくして天照大神の御出現を見、須佐の男の命は神々に逐はれて出雲に下つて来て、八俣の大蛇を討伐せられる。

この段は明に二個の中心を持つてゐる。一は、天の岩戸の祭典を中心とする説話である。この岩戸の段に於ける記事が、古代の祭典の叙述である事は説明を要せぬであらう。此處にまづ鏡・玉等の祭具が用意せられ、これを根こじにした賢木の枝に懸けて立てる。これは神または天皇の如き尊い御方、またはその御使をお迎へする儀禮として知られてゐる。岩戸の段にあつては、岩戸に籠られた天照大神をお迎へする意義がある。さて、この櫛の下にあつて、天の兒屋の命が祝詞を唱へる。祝詞は今日普通に、神に對して神職の奏上する詞の意味になつてゐるが、古代にあつては、必しも奏上する詞のみでなく、實にまた神より下さるゝ詞も、祝詞として唱へられたのである。即古代祭

典にあつては、かやうに設け備へた賢木の上に天つ神がお降りになり、その神意を伺つて、神主が言語に發してこれを述べる。これが神語たる性質の祝詞である。この祭典の場に於ける賢木に、天つ神が降下して神詔を授けると言ふ事は、重要な意味を有するものである。而して神主が神意を伺つてその御詔命を、神に代り述べるのであるが、古代の天皇の詔勅即宣命がこれと同一の形式を有する事は、注意すべき所である。宣命にあつては、臣下の一人が天皇の御意を承つて、これを詔命として他の人々に宣下する形をとつてゐるのである。

天の岩戸の説話にあつて、賢木を立て、兒屋の命の唱へる祝詞は、天照大神に對して奏上する詞と解せられる。この祭典を天照大神は御受けになつて、岩戸から御出現になつた上で當然その神詔を下さるべき順序になるのである。祭典としては、此處に始めてその意義の完成を見るのである。この岩戸の祭典の説話は、國の歴史としての見地から言へば、單に高天の原に於ける、一個の出來事を記したまでに過ぎぬやうに見えるが、更に深い意義を有するのである。その一は、國家の創成に重要な天孫降臨の説話に重大なる意味を有する。またこれに關聯して、我が國の帝位の象徴た

る鏡と玉の出現を説く上に於いても重要である。而して續いて三種の神器の他の一なる劍の出現を八俣の大蛇退治の説話に於いて語る。

須佐の男の命の八俣の大蛇退治の説話は、日本民族が葦原の中つ國を開拓した神話である。元來我が國は未開の時代にあつては、濕潤の大原野であつて河川沼澤に富み、草木の鬱生するに委せた土地である。これは蛇類の好棲息地で、古代の日本人はこの好ましからざる生物を驅逐しながら、開拓して行つたのである。八俣の大蛇そのものは一の凶徒であつたでもあらう。これを大蛇に譬へる事に依つて、古人が如何にこの生物を嫌つたか知られる。かやうにこの物語は、日本開拓の歴史であると共に、寶劍の出現を語つてゐるのは、その精銳なる武器を古人が如何に尊重したかを語るものである。しかも劍は實際に物を斬る力があり、その威力を思想的に考へて、荒ぶる神を鎮める力があるとなしたのである。

第三段、出雲方面の事蹟、須佐の男の命の子孫なる大國主の命は苦心を重ねて、當時小勢力分立の姿であつたこの國土を平定する。そして此處に日本の文化が、漸く發展の勢を示すに至る。

古代にあつて、出雲を中心とする一個の勢力のあつた事を語るのがこの段である。これは天孫降臨以前に於ける此の國の情況であり、國家の歴史として見れば、同じく準備説話の一であるといふ事は出来るが、古事記に於いて大國主の命を説く事詳密なのは、傍系説話が大きくなり過ぎた傾向がある。たゞ日本民族結成の歴史として、この出雲方面の説話を收めたものであらう。

第四段、天孫降臨の御事蹟。天照大神は、御子忍穗耳の命に詔して、豊葦原の中つ國の君主としてお降しになるが、忍穗耳の命がお降りにならうとすると、この國は非常に騒いでゐるので高天の原にお還りになり、此處に天つ神の詔に依り、地上を平定する爲に種々の神が降られる。最初に天の菩比の神、次に天若日子。この二神はいづれも大國主の命に媚び附いて功を奏しなかつたので、更に建御雷の命に天の鳥船の命を副へてお降しになる。こゝに建御雷の命は、大國主の命に國土讓渡を御交渉になり、大國主の命はその御子たる事代主の命らの言に依つて、天孫に國土をお譲りになる。かくして地上が平定せられて、改めて忍穗耳の命をお降しにならうとする時に、邇々藝の命が御生誕になり、この邇々藝の命に天つ神の神詔があつて、鏡・玉・劍の三種の神器をお授けになり、

天の兒屋の命以下の五伴の緒の神達を副へてお降しになる。此處に邇々藝の命は天の忍日の命らの守護のもとに、國つ神猿田毘古の命の出迎へを受けさせられて、筑紫の高千穂の峯にお降りになる。

これが所謂天孫降臨説話の概要である。此處には天照大神の神詔に依つて、天孫邇々藝の命が豊葦原の君主としてお降りになる事を述べてゐるので、日本の國家は、此處に樹立せられたものと見なければならぬ。神代の物語は、この説話を中心として構成せられて居り、他の説話はこれに對しては、或は準備前行の説話であり、或は後續説話であり、或は又挿入傍系の説話たる性質を持つてゐる。

第五段、筑紫方面の御事蹟。邇々藝の命が高千穂の峯にお降りになつてから、その御子日子穗々手見の命、またその御子鶉葦草葦不合の命に至るまでは、筑紫に於いてその御事蹟を留めさせられてゐる。この間の記事の意義は、天孫降臨の説話に對しては後續説話であつて、やがて次の神武天皇の御東征の御事蹟に至るまでの、中間時代であると言ふべきである。この部分に於ける大きな物語は、所謂海幸山幸の説話であるが、これは歴史的體系の下にある説話として見る時は、即ち日本

民族の結成擴充を物語るものである。九州南方の海岸に勢力を占めてゐた隼人族が、遂に日本民族の一部に入り、宮廷に奉仕するに至つた歴史物語が此處に語られてゐるのである。

四

以上の如く、段落を分つて神代の歴史を觀察して來ると、其處には我が國家の創成といふ大中心があり、これを廻つて日本民族生育發展の有様、また豊葦原の開拓狀況が展開してゐる事を見る。此處で改めて、國家創成の歴史たる天孫降臨の説話の意義を、更に解説しよう。この天孫降臨の事實、即ち天照大神の神詔に依つて、天孫邇々藝の命が豊葦原の中つ國に御降下になつた事は、多方面の意義があり、その最重要なるものとして、次の三個の意義の存する事を觀なければならぬ。

一、歴史的事實としての意義。これは日本民族の祖國たる高天の原から、其處の君主たる天照大神の神詔に依つて、天孫が葦原の中つ國にお渡りになつた事を語るものである。元來高天の原の語も、多くの意義を有するものであつて、日本民族の祖國、天空、神々の住む理想的郷土等の意義があり、用ゐられる場合に依つてそれ／＼に意義が違ふのであり、またこれらの數義を合せて使はれ

てゐる場合もある。日本民族の祖國として、高天の原を實際の地上の何處に求めるかは、諸説の有る所であるが、いづれにしても、古代政教の中心たる意義を有する高天の原から、この國に渡來せられた事を語るものである。

二、古代祭典の内容としての意義。天孫降臨は嚴然たる歴史的事實であると共に、その體貌は、古代祭典の精神と一致するのである。先に岩戸の祭典の段に述べた如く、神器を以つて飾られた賢木を立て、祭典を行ひ、これに天つ神が降下せられて神意を傳へられるのである。古代人は毎年耕作の前後に當つては、必ず神を祭る。また臨時に事ある毎に神を祭つた。かくして神意に依つて一切の災害の除去せられて、和樂なる生活の開かれることを期するのである。祭典に際しては、神意は祝詞の形式に依つて天つ神の御子なる、日本民族の主長に傳へられるのである。鎮火祭の祝詞に天つ神が天孫に葦原の瑞穂の國を授けられた時に下された、天つ祝詞の太祝詞と稱するもの、即ちその神詔に相當するのである。されば天照大神が、葦原の瑞穂の國は、吾が御子の知らさむ國と仰せられたのは、即ち古代祭典に於ける天つ祝詞の太祝詞に當るのである。かくの如くこの天孫降臨

の事實は歴史的事實であると同時に、これを古代民族の信仰の下に、祭典の形式に依つて説かれるのである。

この事は、天の岩戸の説話と天孫降臨の説話との間に、密接なる關係の存する事に依つても知られるのである。即ち、天孫降臨に際して天孫に授けられた神器は、劍の外は岩戸の段に用ゐられた神器であり、また隨從の諸神は、武装して隨從した天の忍日の命と天つ久米の命とを除いては、すべて岩戸の段に活躍せられた諸神である。

古事記にあつては、天孫の降臨は、天照大神の詔命に起つてゐるが、説話の中間からは、天照大神・高御産巢日の神御二方の神意に依る事になり、また日本書紀では、本文はすべて高御産巢日の神の神意により、一書でもそのやうに述べてゐるものもある。元來、高御産巢日の神は、日本書紀では高皇産靈尊と記し、萬物生産の力の高大なる事を記した神名であつて、古人の思想上に出でた神である。特にこの神の名を此處に出した事は重大なる意義があるが、古事記ではまたこの神の別名を高木の神とし、これによつて説話を續けてゐる。高木の神の名は、即ち、祭の場に立てた神樹の

神格化で、神樹に降下せられた神靈を、この名によつて現してゐるのである。日本書紀の一書の中に、高皇産靈尊の詔として、「吾は天津神籬と天津磐境とを立て、我孫の爲に齋ひ奉らむ」とあるのも、この意味より出でたものに外ならぬのである。

天の岩戸の段では、天照大神は神鏡に御姿をお寫しになり、此處にその神鏡には、天照大神の神靈が宿られるに至つた。元來鏡は古代民族にとつて信仰的存在として、その明々として萬物を寫し出す力は、神祕の感を深からしめたのである。殊に鏡が今日の如く得易からざる時代にあつては、人々は一代に唯一個の鏡を所有し、子は親よりその鏡を受け傳へるので、祖先の神靈がこれに宿ると爲すのも至當の信仰であつたのである。天照大神は神鏡を御子にお授けになつて、これを見ること吾を見るが如くせよと仰せられたのも、神籬に於ける神鏡に天照大神の神靈がお着きになり、この鏡が御子に授けられる意味を有するのである。

三、天皇の御本質としての意義。上述の如く天孫降臨の説話は、歴史的事實を古代信仰の精神に依つて表現したものと見るべきであるが、しかしその説話の本質は、單に過去に起つた事實である

のみならず、これが歴代の天皇の御本質の説明となつてゐる所に、深き意義が存するのである。始め天照大神は、御子忍穗耳の命に豊葦原の瑞穂の國の君主として降下せらるべき旨を仰せられた。しかるに實際御降臨になつたのは、忍穗耳の命にあらずして、新に御生誕あらせられた邇々藝の命である。日本書紀の第二の一書の如きは、すべて降臨の準備が整つて、いよいよ最後になつてから邇々藝の命の御生誕になり、その邇々藝の命がお降りになる事になる。これは何を意味するかといふに、極めて御幼少の神がお降りになる事を語つてゐるのである。日本書紀の本文に於いて、天孫邇々藝の命に對し、高御産巢日の神が、憐愛を鍾きて崇養し給ふと言へるもの、また眞床覆衾を着せまつりてお下しになると言ふもの、いづれもこの意に外ならぬのである。しかもこの御幼少の君の御降臨といふ事は、所謂嬰兒降誕の義であつて、言を換ふれば、天皇御降誕の義である。高天の原から天照大神の詔命によつて、豊葦原の瑞穂の國の君主としてお降りになるのは、ひとり邇々藝の命の御事蹟たるに留らずして、代々の天皇が御降誕の形式に於いて、高天の原から御降臨あらせられるのである。日本書紀に於いて、高御産巢日の神の神詔によるとなすものは、即、その生産の

神力を表現するものであつて、天照大神の廣大なる神徳の一面を、この神名に依つて現してゐるのである。

五

かくの如く天孫降臨の御事蹟は、少くとも三方面よりの觀察を要するのであつて、その綜合點に尊貴なる我が國體の本義は存するのである。

されば、天つ神の御子として御降臨になるといふ事を、古人は祭典に於いて、天つ神の神詔に依り、その若き御子神が降下し活躍せられるといふ信仰の下に仰いで居つた。元來祭典は、神を祭つて人間世界の生活の指導を仰ぐにあり、この世に於ける一切の災害は、神命による御子神の活動によつて、除去せられるものとして信ぜられて居つた。此處にかくの如き形式の下に説かれる天孫降臨は、當然葦原の瑞穂の國の君主として、その國民を統治せられるのは勿論であるが、猶その上に目に見えざる世界、即、神靈界をも統治せられるのである。古事記に神武天皇の御事蹟を總括して「故かくのごと、荒ぶる神等を言向けやはし、伏はぬ人どもを退け撥ひて、畝火の白檮原の宮にま

し／＼と、天の下治らしめしき」と記し奉つてゐる。此處に荒ぶる神等と、伏はぬ人々とを對比して記してゐるのは、天照大神の神詔によつて降下あらせられて、一切の人生の敵を掃蕩せられた事を語るもので、信仰的事實と歴史的事實とを、兼ね有せられてゐる事を述べてゐるのである。また景行天皇の卷に、天皇が倭建の命（日本武尊）に東方十二道の、荒ぶる神また伏はぬ人達を言向けやはせと仰せられて、比々羅木の八尋矛を賜つたといふのも同様である。

かやうな歴史的事實を修飾する思想的要素は、古代日本民族の信仰に基づくものである事は疑の無い事實である。その信仰は多端であつても、要するに天つ神の御子が降られ、荒ぶる神を平定する事が中心となる。この思想は、古代祭典の中心内容で、その様式として言靈の活躍が認められる時に、荒ぶる神を言向けやはすといふ意義が、おのづから理解されるであらう。されば、天皇の御本質には、人間の世界を統治せられる以外に、神靈の世界をも統治せられる意義が存するのであつて、この點は西洋の國家論を以つてしては、説明し得ない所が有るのである。

古事記日本書紀にあつては、神武天皇の御上を天つ神の御子と申上げてゐる。また萬葉集にあつ

ては、天皇及び尊貴の皇子を、高照らす日の御子と申し上げてゐる。これはいづれも天照大神の御子の意義であつて、天皇がその意味に於いて、高天の原から御降下になる事を語るものである。萬葉集卷の二にある、日並みし皇子の尊の殯宮の時の柿本人麻呂の作歌には、天武天皇が葦原の瑞穂の國を御統治する爲に、天から御降下になつたと述べてゐる。

かくの如く天孫降臨は、唯一個の歴史的事實たるに止らずして、代々の天皇の御本質を、これに依つて説明してゐるのである。此處に於いて歴史はひとり過去の物語たるに止らず、これを基準として當代に及ぼし、また將來にも深き意義を有する性質が明にされるのである。天皇は御生誕に依り、高天の原から御降臨になるのであるが、御即位に依つて、更にその御資格を完成せられる。その御即位には、三種の神器を繼承せられる事が重大なる御儀になるが、これ即ち、天照大神が、神器をお授けになる意義を有するものである。而して又神器には、天照大神の神靈が宿らせられてゐるのであるから、これをお受けになる事は、古代祭典の本義と一致するのである。古代の祭典にあつて、神鏡を掲げて天つ神の神靈を受け、その神意に依つて國家を平定統治せられる。これは、即ち天

つ神の御子として、天下を御統治あらせられる意味であり、また天皇御即位の意味でもあるのである。かくして天皇は、荒ぶる神達を言向けやはし、伏はぬ人どもを退け撥ひて、天下を御統治あらせられるのである。されば古代にあつては、大嘗祭がその儘御即位の大禮であつたのである。この大嘗祭の内容は神祕であるが、天皇親しく天つ神を祭られ、天つ神より直接に、神語を受けさせられるものと拜察せられる。

日本の古代歴史神話は、この天孫降臨の神話を中心として、此處に重大なる意義を存する事を語つてゐる。日本民族の歴史としては、この天孫降臨の説話こそは、その本來より有してゐた神話であつて、他の説話は、或は日本民族の一分子として併合せらるゝに至つた氏族の神話を取り入れてゐる部分も有り得るのである。

以上述べ来る所によつて、古事記・日本書紀により傳へられる神代の歴史が、如何なる意義を有してゐるかは明白になつたであらう。此處にこれら歴史の、邦家の經緯であり、王化の鴻基である所以が存するのである。また歷朝が、古を稽へ今をお照しになつた本據も、おのづから明瞭になつ

たと思ふ。

しかしながらかやうな歴史の本義は、或る時代には忘れられて居り、或る時代には歪曲せられて解釋せられて居つたかと思ふ。そは古人は事を叙するに止まり、説明を加へなかつたからである。今茲には吾人の觀る所により、古代の歴史を説明したのである。これは上に挙げ來つた文獻の存するとほり、古人の本意であつたと思ふ。古代建國の精神も亦此處に存したのである。古代に於ける國家創成の本旨は、即ち、國體の本義として解せらるべきであり、我が國の神國である所以は、また此處に求められなければならない。

吾人は、古代日本人の建國の精神を明にし來つた。しかしこれは古人の信する所であつて、今日の國體の解釋は、これに異ると言ふ者が有るかも知れない。しかしながら國體の本義は、古今に互つて二義ある事を許さぬものであるから、古人の信する所は、やがて今人の信する所でなければならぬのである。昔國を肇めた時の精神はさうであつたかも知れぬが、今は違ふといふ議論は成立しないのである。國體の本義が時代と共に變るといふ事は、國體の變革をも容認する事になるので、

由由しき事と言はねばならない。これ吾人が古典を研究して、これによつて國體の本義を究明せんとする所以である。

我が國體と禮法

——特に茶道を中心として——

國學院大學教授 高橋龍雄

昔小野妹子が遣隋使として支那に行つた時、彼の國人は、日本の使節が禮儀の正しいのを譽め感じて、いかにも君子國の名に負かないと云つたことが、夙に文献に見えてゐるから、古來我が日本國は禮儀の正しい君子國であつたのだ。

豊太閤が文祿三年六月一日、名護屋の山里の茶席に明使謝用梓除一貫を招き、自ら點茶して饗應した時、明使はその嚴肅な禮儀に感じ、「辱なく存する體、異國の人のやうになく、今世佳名の風見えて、誹る所もまれなりけり」と眞書太閤記に記されてゐる。

王朝時代には、上流階級の間には正しい禮儀作法があつたのだが、武家時代になつてその禮儀が

崩れ、南北朝から足利時代に及んで、全く亂雑な無禮國と成り果てたやうである。之を昔の君子國の禮儀に取り返したのは、所謂茶道であると思ふ。

茶道の祖は村田珠光であるが、彼は一休に私淑し、南北朝時代佐々木道譽などが亂雑な百服茶などの不作法を改めて、最も嚴肅な茶禮を創定したのだ。其故に彼は茶祖といはんよりも、茶禮祖といふべきである。今現に奈良市稱名寺門に建てられてゐる碑面には、茶禮祖珠光之墓と刻されてゐる。

徳川の天下泰平の世となつて、茶禮は遂に國民禮の模範的なものとなつた。無論幕府の禮法となつた伊勢流小笠原流なども發達して、茶道に融合した點もあるが、利休時代から今日までの茶道各派各流に通じ、茶道の精神としては、和敬清寂の四大義を守り、わけて和敬が禮節の主要なる原理と定められて、今日も尙ほ嚴格に守られてをる。

明治維新後、泰西の物質的文明を攝取するに忙しく、古來日本の良風美俗をも抛棄し、隨て茶禮の如きも全く顧る者もなかつたが、大正昭和と次第に日本の文化が、歐米の其れに比敵し、或者は

彼れを凌駕するに至り、茲に國民的自覺から、茶禮を回顧するやうになつてきた。

日本人一般の普通禮として、茶道其儘を行はうとするのは無理であらうけれども、所謂知識階級の人に於ては、此の際大に茶禮のいかなるものであるかを検討する必要があると思ふ。

茶禮は日本國民禮の最も典型的模範的なものであるといふのは、珠光に創り、紹鷗に至り、利休に由て大成せられ、それが徳川二百五十年の間に、充分洗鍊せられ鍊磨せられてきたものであるが故に、其の作法禮式は、殆ど一點の非議をも挿むことが出来ない迄に、發達してきたからである。

其故に余は茶禮の一斑を述べて、之が日本國民の禮節であり、やがて之が世界に誇るべき君子國の名譽を擔ふものであることを述べてみよう。

一、案内の禮　茶客を案内するには、亭主自身に出で行くか、又は懇切な手紙を以て、客名及時日を報告する。客は其に對して、自ら答禮に出かけるか、又は慇懃な禮狀を出す。

口頭に於ける相互の敬語謙讓語も、國語學の上から見て、世界中日本國ほど、禮節の正しい爲に敬語が潤澤であるものはない。體言には多く「御」の字を冠し、用言には普通語の外に別の敬語の

云ひ方が様々ある。例へば「云ふ」を申す、仰せらる。「爲る」を致す、仕るなど、枚擧に追がない。書簡文即ち候文に於ても、敬語は頻繁に使用せられる。かゝる口語文語の敬語は、到底漢文英文などには見ることが出来ない、日本獨特の美しい言葉である。この敬語と日本國民性とに就ては、今茲で詳述することが出来ないから、他日に譲る。

要するに、茶會の案内に對して、口頭なり手紙なりに於て、敬語を使用し、其の案内に對して、早刻返禮する上に、最も鄭重な言葉遣ひをすべきであることが、まづ第一の要件である。

一、時間嚴守の禮

時間を嚴守すべきは、敢て西洋から教へられたのではない。茶會に於て、もし客が時間を守らないならば、亭主に對して非常な迷惑をかけるのみならず、相客に對しても甚だ無禮となるのである。

と云つて、定刻よりあまり早く赴くのも無禮である。初めて赴く所などならば、餘程時間の餘裕を見て、少しく早く到達すべきであるが、餘りに早かつたら、其附近を逍遙し、定刻前五分位に參集するのが禮である。

何となれば、亭主は茶室及茶庭の掃除から、懷石料理の加減などを見計つて、奔走してゐる爲に、客にあまりに早く來られると、妨となる。又定刻におくれて來るなどは、茶の湯、料理の加減が、悉く狂つてくるので、以ての外の大無禮となるから、茶事に遊ぶ者は、時間を嚴守すべきことは十二分に承知してをる。

一、座席の禮

茶客は五人までを定員とする。其中に主客となるべきものが豫め定めてあれば、餘の四客は御相伴といふことになる。もし主客を極めてない場合には、客の協議で主客を推舉する。凡そ客の順序を極めるのには、身分地位などに因らず、年齢又は茶臘に因て定めるのが普通だ。最後の客は御詰ツグといつて、座席の取り片付け、食膳茶器等の後始末を勤めるもので、茶事に經驗あるものを選ぶ。

定められた客の順次に、寄附ヨリツキを出で、躑躅手水鉢ツツバシにて手洗ひ口漱ぎ、順次に入席し、室内の床掛物又花入から釜など、順次に拜見し、所定の坐にすわると、亭主が襖をあけ、次の間から手をついて目禮する。主客は入席せられるやうにと申す、乃ち亭主は入席して、主客から順次に一々鄭重な

挨拶をする。

三四

一般の宴會席では、床の前に主賓を据ゑるが、茶席では、床の掛物を背にして座わるなどの無禮はしない。それは客の誰もが掛物を見るやうにして、床脇に座わるのである。床柱を背にして座わるなどは、座敷一ぱいに客をつめ込む爲めの便宜法であるが、一般の宴會席でも、床前をあけて客席を作るやうに、改めたいものである。

一、主客の禮

主人は客の便宜を計り、客は主人の便宜を計るといふのが、茶禮の原則である。其故茶湯の點法に於ける様々の作法も、この原則から割り出されてゐるので、一つ一つの作法に就て、皆それ／＼の理由がある。粗相のないやうに、不安又不快の感を與へないやうに、相互に研究されたものが、即ち點茶の法則となつたものである。

主人と客との對話に於て、嚴に禁すべきことは、金錢の話と人の批評とである。之を避ける爲に専ら風流の話、即ち美術工藝の談、又は文學宗教の話などをすべきである。

日本は古來言靈コトダマの助くる國、言靈の幸ふ國を誇稱してゐたほどに、茶席に於ては、その言靈を十

分に發揮するのである。世に茶事を知らない人は、阿媚盲従などと誹るけれども、決してさにあらず。主客の感情を和らげ、和敬の意を盡すには、言葉に「たましひ」が籠つてゐなければならぬ、阿媚盲従は言葉の空虚なもので、甚しく和敬の意義に反する。

言靈の助くるとは「たましひ」の籠つた言葉で、人を助けるのであるから、神前で奏する祝詞の善言美辭の如くであらねばならぬ。言靈は決して原始人の言語に對する迷信ではない、和敬の本義に叶つた言語は、即ち言靈である。故にもし金錢の話、人の批評などをすると、自他の美しき感情を破壊するので、言靈の助くる國でなく、言靈の損ふ國となるものである。

一、飲食の禮

第一に、飲食物は天物であり、神佛の物であるから、之に對しては、飲食しない前に、まづ天地神明(或は佛陀)を拜し、其の直會ナホウを頂くといいふ心得が肝要である。

主人が運び出す食膳に對し、自ら手を捧げて之を受け、一禮するのは、單に主人に禮するのみではなく、食膳其物をも頂く心持である。食膳にある物は人間の力で出來たものでなく、雨露、空氣、日光、土壤など天地の恩恵に因て出來たものであるから、之に對して敬禮しないで、直に飲食する

三五

のは、禽獸にひとしきものである。

我が國に於て、神棚に御初穂を供へ、佛壇に御茶湯を供へるのも、皆日本國民性の現れである。茶道に於ては、床の掛物が、高僧もしくは文人偉人の筆であれば、その人の前で、その人と共に飲食する氣持であるが故に、茶席の掛物は、神佛扱ひにされるわけである。

懷石料理は、一汁三菜を原則とする。多量の美味嘉肴は、むしろ邪道である。抑も懷石の文字は禪堂の修行に於て、夕食を與へられざる故に、溫石を懷にして飢を凌ぐといふ故事から來たものである。それは飲食物即ち天物を暴殄ばつてんしないといふ、敬虔の心持から出てをるのである。

料理の品ものを食ひ残すことは、最も忌むべきことである。蓋し食ひ残せば、不味なるが故にと、主人に心配をかける恐れがあり。又第一に天物を暴殄することになるからだ。

世の宴會席の料理は、殆ど食ひ散らし食ひ残されて、所謂杯盤狼藉の有様である。汽車中の辨當にしても、デパートの食事にしても、多く食ひ残されてゐるのを見受けるが、之は食物に對する無禮無作法の甚しきものであり、又同時に不經濟至極のことである。

茶席に於ける酒杯は、決して強ひることをせず、酒飯併行で、酒を嗜たしなむるものは決して呑むに及ばず、又三菜に對し、三献の酒を行ふのであるから、酒を嗜む人は、自分で勝手に注いで呑むのである。

今の宴會などを見るに、無禮にも自ら盃を携へ來りて客にすゝめる。呑めないものは、酒を膳の中又杯洗の中などにこぼし入れるので、誠に勿體ない、恐多い極みである。かゝる無作法な人を、一たび茶席の懷石に列せしめて、その禮儀、道德、經濟、衛生に叶はぬ點を深く反省せしめたいものである。

箸のあげおろしにも、食物の食べ方にも、一々作法がある。今一々こゝに説明する邊がない。抑も食事の禮儀は、西洋ではなか／＼八釜しいものである。日本の紳士ともいふべき人たちが、洋行の航路中、汽船の食堂に於て、往々、外人の侮蔑を買ふことは遺憾ながら周知の事實である。

藤原銀次郎氏も、日本の亂暴な宴會をいたく排撃し、宴會常道論といふ小冊子をあらはして、茶道の懷石料理を禮讚してをられる。

某外人が東京の茶席に臨み、懐石に列して、利休も西洋料理を知つてゐたかといふ奇問を發したといふが、飲食の禮は、茶道に於て世界獨特の發達をしてゐるのであるが、この外人は、世間一般の日本人が飲食に對する無禮無作法を見た後に、初めて茶室に於て嚴肅な飲食の禮を見たので、驚いたわけである。

日本には古來飲食の禮が嚴存してゐたのだ。國家的、國民的に自覺し來つた現代の日本人は、須らくこの古來の飲食の禮節を、元の如くに取りかへすべきであらう。

一、器物拜見の禮

茶人ほど器物を大切にすることは、日本の美術工藝品が完全に保有されてきたのは、主として茶人の力であることは、日本文化史を繙く者の、齊しく認める所である。

茶席に於ける掛物、花入、釜等を始め、殊に炭手前の後に於ける香合、喫茶後に於ける茶入、茶碗、茶入袋、茶杓などは、主客から順次に拜見するのであるが、其の扱方は、全く粗相のないやうに、極めて低く器物を扱ふ。決して器物を高く捧げてはならぬ、それは誤つて取り落す虞があるからだ。最も鄭重な扱方は、兩手の臂を疊に附けて、袱紗の上で器物を扱ふのだ。かくすれば、粗相

することは絶対にない。

喫茶後に於ける諸道具の箱書附などを拜見するに就ても、其の筆者の誰なるかを知り、歌銘などあらば、その歌意を味ふのである。西洋の博物館などに、日本の書幅又茶器類が陳列されてゐるが、其の箱に對しては、更に關心を持たないと見えて、ボール箱と同じ扱ひにし、全く取り除けてある。中には、其爲に箱を破棄してしまつたものもあるといふが、器物を納める箱を大切にし、その箱を拜見するのは、亦禮であるなどいふことは、到底白人には諒解されぬことであるらしい。

道具の中で、袋もの裂類は、手の膏をきらふので、之を拜見する時は、一々袱紗で扱ふのが禮だ。名物裂イブツグシの茶入袋などは、その緒の「つがり」と稱する所を持ち、決して袋に手を觸れないのが禮である。

凡そ器物を尊重するのは、持主たる亭主に對する禮儀であるのみならず、一般の道具、殊に名物などの貴重品であれば、取りもなほさず天下の寶であり、殊に日本國家の寶であるといふ意味に於て、天下の爲に國家の爲に、器物尊重の意義を完うするのである。この心得が古來茶人數寄者にあ

つたればこそ、多くの名器が戦亂の巷に於ても敢て破損せられず、完全に今日まで保存されて来た所以である。

一、座禮の妙諦

座禮の沿革は複雑であらうが、茶道に於ける座禮は、座禪の意義を多量に含んでをる。作り斬ではあらうが、加藤清正が、太閤のあまりに茶道に執心の爲め國事を疎かにする恐があるを嘆き、千利休を殺してやらうと考へて、利休の茶席に入つたが、柄杓を取れば左の桶となり、茶杓を取れば右の桶となり、寸分の隙が見出せなかつたので、遂に斬り込むことが出来なかつたといふ話は、即ち點茶の際に於ける禪定座禪の姿が、いかに端正嚴肅のものであつたかを物語るものである。

白隠が夜船閑話に於て、丹田法を説いてから、劍道、柔道、花道、皆その奥祕傳には、この躰下丹田の法を授けることになつた。日本の藝道には、腹藝といふ語がある。雪舟の畫も、世阿彌の能も、皆その腹藝から出たものである。

茶道が風流の遊戯である外に、修養道を兼ねてゐると謂はれるのは、全くこの座禪座禮の應用が最も合理的に實行されてゐる爲である。

冶金、彫刻、漆工など、極々微細な工藝になると、到底立つてゐては出来ない、必ずや座わつて後の腹藝でなければならぬ。其故に座わるといふことは、單に禪室に於てのみ行はれたのではなく日本の工藝美術を始め、劍道、柔道、花道、謡曲、舞踊、さては琴、三味線、尺八の遊藝に至るまで、あらゆるものに通じて、座わることが姿勢の基本となつて發達したものである。

日本は座わる國である、座つて沈思默考したが故に、印度哲學、支那哲學の如き、幽玄な思想をもよく理解し得たのである。西洋は座わらない國であるが故に、粗大な機械などは發明したが、幽玄微妙な思索を錬ることが出来ず、又精緻巧妙な藝術品は、遂に造り出すことが出来なかつた。

オリンピックの水泳に於て、日本人が優秀であるのは、腰の力であると云はれるが、それは座わつた爲の傳統遺傳の力である。潜水艦の如き極めて狹隘な場所で、長時間の操縦に堪へ得る日本軍人の能率も、座わつた爲の遺傳の力である。日本人が座わることをやめて、西洋と同じく椅子生活をするやうになれば、この偉大な日本人獨特の能力は、全く失はれてしまふことになる。

是に於て座禮といふことが、いかに大切であるかに想到しなければならぬ。神社祭式に於ても座禮が骨子となつてゐるやうに思ふが、茶道に於ては、笏のやうな軽いものでなく、水をたゝへた重い水差を持ちながら、立つたり座わたりするので、丹田が整はねば、すらくと行はれぬのである。殊に釜の前に端座し、居すまひを正して、黙茶の作法を容易に行ふことの出来るのは、丹田の妙諦を知らず識らずの間に會得せしめるのである。

普通禮としても、座禮の挨拶の仕方が、世界中最も進歩したものである。西洋風の立禮を文明と過信し、日本の座禮を輕視するやうになれば、日本精神の大部分は、之が爲に消失する不結果となるであらう。

前にも述べた如く、明治維新以來泰西の物質的文明を攝取する爲に、日本古來の禮法を全く顧みないことゝなつてしまつたので、かく申す私共も、その泰西文明崇拜時代に教育されたもので、殆ど學校教育に於て、日本の普通の座禮の挨拶の仕方さへ教へられたことがないので、頗る無禮無作法の人間となつてしまつたのである。

今や國家的國民的に目醒め來たつた日本人は、世界に誇るべき日本古來の禮法を大に研究して君子國の誇りを取り戻す爲に努力しなければならぬものと思ふ。

333

586

創立
位置

國學院大學現況 (昭和十一年十二月)
 明治二十三年十一月 (財團法人皇典講究所經營)
 東京市澁谷區若木町
 敷地 三、四八三坪
 校運動場 一二、二〇〇坪
 建坪 二、二一八坪

学部	定員	在籍者數	教員數	卒業者ノ資格
學部	三六〇	三三三	五八	高等學校高等科教員 修身、哲學概説、日本史及東洋史、國語 中等學校教員 修身、歷史(日、東、西)國語、漢文、英語
大學豫科	二四〇	二四七	四一	中等學校教員 英語
附屬 道部	二一〇	一九三	四八	中等學校教員 歷史(日本史、東洋史、西洋史)
附屬 高等師範部	七二〇	五六〇	六六	中等學校教員 修身、國語、漢文、歷史(日本史、東洋史、西洋史)
神職養成部	八〇	七五	二一	階一等司業
計	一、六一〇	一、四〇八	二三四	

卒業者總數 四七五二名

皇典講究所講話集 (既刊)

第一輯	御命名竝に御浴湯の儀	文學博士 市村瓊次郎
第二輯	我が國體と日本精神	文學博士 河野省三
第三輯	國語の純粹に就いて 日本語の純粹と國語の特質	文學博士 上田萬年 國學院大學教授 松尾捨次郎
第四輯	國體と憲法	文學博士 植木直一 文學博士 河野省三 法學博士 澤田五郎
第五輯	(廢)	
第六輯	國體の講明(1)	文學博士 河野省三 文學博士 入野宗茂 文學博士 井野邊茂 文學博士 松永三郎

古典に輝く皇國の姿
我が國體と教育
我が國體と明治維新
我が國體と精神科學

333

586

創立位置

國學院大學現況 (昭和十一年十二月)
 明治二十三年十一月 (財團法人皇典講究所經營)
 東京市澁谷區若木町
 敷地 校庭 運動場 一二、四八三坪
 一二、三〇〇坪 建坪 二、二一八坪

部	定員	在籍者數	教員數	卒業者ノ資格
學部	三六〇	三三三	五八	高等學校高等科教員 修身、哲學概説、日本史及東洋史、國語 中等學校教員 修身、歷史(日、東、西)國語、漢文、英語
大學豫科	二四〇	二四七	四一	中等學校教員 英語
附屬 神道部	二一〇	一九三	四八	中等學校教員 歷史(日本史、東洋史、西洋史)
附屬 高等師範部	七二〇	五六〇	六六	中等學校教員 修身、國語、漢文、歷史(日本史、東洋史、西洋史)
神職養成部	八〇	七五	二一	學 階 一 等 司 業
計	一、六一〇	一、四〇八	二三四	

卒業生總數 四七五二名

皇典講究所講話集 (既刊)

第一輯	御命名竝に御浴湯の儀	文學博士 市村瓊次郎
第二輯	我が國體と日本精神	文學博士 河野省三
第三輯	國語の純粹に就いて 日本精神と國語の特質	文學博士 上田萬年 國學院大學教授 松尾拾次郎
第四輯	國體と憲法	文學博士 植木直一郎 文學博士 澤田五郎 法學士 天皇と日本と憲法 天皇機關説を批判す
第五輯	(廢)	刊
第六輯	國體の講明(1)	文學博士 河野省三 文學博士 入野宗壽 文學博士 井澤茂雄 文學博士 松永材

古典に輝く皇國の姿
我が國體と教育
我が國體と明治維新
我が國體と精神科學

